

令和7年(2025年)度 第1回

受講生募集!

尼崎市生活支援サポーター養成研修

生活支援サポーターに なってみませんか?

高齢者の中には、食事や入浴などの身体的な介助までは不要でも、掃除や買い物といった日常生活の軽易な生活支援を必要とされている方がいらっしゃいます。

そこで、掃除、洗濯、買い物などをしてもらえるサポーターの活動が大切です。

みなさんも地域の高齢者の暮らしを支えるサポーターとして活動してみませんか!



とき

令和7年9月1日(月) 9:50 ~ 16:00
(2025年)9月2日(火) 10:00 ~ 14:30
9月3日(水) 10:00 ~ 17:10

ところ

尼崎市立花南生涯学習プラザ(尼崎市栗山町2丁目25-28)

対象

尼崎市内在住・在勤・在学の方

定員

30名(先着順)

参加費
無料

申込

総合老人福祉センターまで申込書をご持参いただくか、
郵送またはFAXでお送りください。

本研修全課程(13.5時間)を修了した方には…

- 1 兵庫県下で有効な修了証を交付
- 2 あま咲きコイン 400ポイント付与
- 3 オレンジリング(認知症サポーター)を進呈

※雇用保険受給者の方は、当研修への参加が求職活動の実績になります。

お問い合わせ・お申し込みはこちらまで



社会福祉法人 尼崎市社会福祉協議会

尼崎市委託事業者

〒660-0892 尼崎市東難波町4丁目9-25 尼崎市立総合老人福祉センター内

電話 06-6489-1112 / FAX 06-6489-1135

生活支援サポーターとは？

ヘルパーの資格を持っていなくても、標準型訪問サービスに従事し、支援が必要な方に対して、掃除・洗濯などの軽易な生活援助サービスを提供することができます。

こんな方にオススメ

- ✓ 介護の仕事に興味がある
- ✓ ボランティアをはじめたい
- ✓ すきま時間に何かしたい
- ✓ 地域での絆を深めたい
- ✓ ちょっとしたお手伝いで地域に貢献したい
- ✓ 生きがいを見つけたい
- ✓ 特技を活かしたい



活躍されているサポーターさんの声

掃除や買い物のお手伝いをしていますが、人生の先輩のお話を聞けるのが楽しいし、ためになります。

(事業所勤務)



支援した利用者さんから笑顔で感謝されることが、自分にとっても生きている励みになります。

(地域ボランティア)



修了後もフォローアップ研修があり、養成研修の復習になります。介護施設で仕事をしているのでとても勉強になります。

(介護施設勤務)



なぜ生活支援サポーターが必要なの？

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを送りたいと思っても、「足が痛くてごみを1階の集積場まで持って下りれない…」 「重いからお米を買いに行けない…」などの困りごとを抱えている高齢者の方がたくさんいらっしゃいます。

しかしながら、生活支援サポーターがごみ捨て、買い物、掃除などの軽易なお手伝いをすることで、引き続き住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

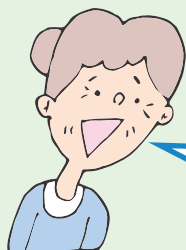


修了者の活動紹介

活動内容：掃除等家事援助、ゴミ出し、見守り、相談相手、車の手配(通院送迎)など

代表 T さんの声

サポーター養成研修を修了した方と一緒に地域の方からの依頼を受けて活動していますが、喜ばれています。



メンバー O さんの声

お世話をしている側も元気が出るし、町会の方々の健康も気にかけているので、皆さんに喜んでもらっています。





講師紹介

- 1 講義の重要なポイント
- 2 受講者にひとこと

岡田 久子氏 onlyone 代表



「制度理解」「チームケア」「職務の理解」(各 60 分)
「老化と疾病についての理解と介護予防」(150 分)

- 1 制度や疾患など難しく感じる事も多くあるかと思いますが、利用者さんやサポーターさんを守る大切な事でもありますので苦手と感じないようお伝えしたいと考えております。
- 2 利用者さんの一番身近な最強の味方になっていただきたいです。

稲松 真人氏

兵庫県対人援助研究所 主宰



「本人や家族との
コミュニケーション」(180分)

- 1 「社会福祉とは？」
というところから、「対人援助」という「人間関係」におけるコミュニケーションについて、学びたいと思います。
- 2 あまり難しく考えず、研修を前向きに楽しむ姿勢を大切に。知識をインプットするだけでなく「考える」ということを意識してください。

中林 弘明氏

株式会社シルバージャパン
代表取締役



「自立支援の理論と実践」(120分)

- 1 超高齢社会に向けて、自立した生活とは、支援をするってどんな支援のことなのか等、介護保険制度から実践について、また、歳を老いても、元気で健康長寿を目指すポイントを学んでいただきます。
- 2 尼崎市で介護保険制度開始から 24 年間ケアマネジャーとして関わってきた経験を通して、わかりやすくお話しします。

太田 吉彦氏

(ビデオ講義・テキスト監修) 太田川口法律事務所 弁護士
成年後見等支援センター職員



「高齢者等の尊厳の保持」(120 分)

- 1 私たちの国、日本の法律の「King of Kings」は「憲法」です。
では、その憲法の「King of Kings」は何なのか、皆さんご存じですか？
それは、第 13 条 (幸福追求権) です。
- 2 お世話する人もされる人も (この講習に参加する方もされない方も)、今より、ほんのわずかでも、「幸福」を「感じ」られれば良いがなぁ、と思います。

あま社協ホームヘルプサービスセンター管理者、他
「尼崎市の現状」(60 分)



第1回 尼崎市生活支援サポーター養成研修申込書

申込方法

必要事項をご記入のうえ、下記申込先まで直接持参・郵送・FAXによりご提出ください。

申込期間

令和7年（2025年）年8月5日（火）から定員に達するまで

申込先

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
〒660-0892 尼崎市東難波町4丁目9-25 尼崎市立総合老人福祉センター内
FAX 06-6489-1135

氏 名	ふりがな -----	性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
住 所	〒 — 中央・小田・大庄・立花・武庫・園田・その他		
電話番号	— —		
E-mail (パソコン)	@ <注意>判別しにくい文字には、フリガナをつけるなどわかるようにしてください。「-（ハイフン）」「_（アンダーバー）」「o（オー）」「0（ゼロ）」など		

アンケート

●本研修を申し込んだきっかけについて教えてください。

- ☐生活支援サポーターとして就業を予定・希望している
☐生活支援サポーターとして地域活動を予定・希望している
☐その他（ ）

●何がきっかけで本研修をお知りになりましたか？

- ☐公共施設等に設置のチラシ ☐知り合い ☐市報あまがさき
☐市・社協のホームページ ☐その他（ ）

*** アンケートのご協力ありがとうございました ***

※収集した個人情報は研修の実施等の目的で利用することとし、それ以外の目的に利用することはありません。